

入学前既修得単位認定に関する申合せ

長崎大学多文化社会学部規程第21条第1項に規定する入学前既修得単位認定について、次のとおり申し合わせる。

（申請）

1. 本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）（以下「既修得単位」という。）を有し、その単位を、本学部における授業科目の履修により修得した単位として認定を希望する学生（以下「申請者」という。）は、所定の期日までに、次の書類を学部長に提出しなければならない。
 - （1） 既修得単位認定申請書（別紙様式1）
 - （2） 成績証明書又は学修の成果を証明する書類
 - （3） 授業科目の内容を記載した書類（シラバス等）

（審査）

2. 既修得単位認定の申請のあった授業科目を担当する教員は、提出された書類により審査を行い、所定の期日までに、「既修得単位認定審査報告書」（別紙様式2）を学部長に提出しなければならない。
3. 教務委員会は、既修得単位認定審査報告書に基づき、認定の可否を審議する。
4. 既修得単位として認定できる単位数は、長崎大学多文化社会学部規程（以下「規程」という。）第21条第1項の規定に基づき32単位までとする。

（既修得単位の認定）

5. 既修得単位の認定は、教授会で審議の上、決定する。
6. 認定された授業科目の成績評価は、「認」とする。

（認定可否の通知）

7. 学部長は、既修得単位認定の可否を文書により申請者へ通知する。

附 則

この申合せは、平成30年4月19日から施行する。